

平成 年分

「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」に関する 領収書等明細一覧兼チェックシート

記入日 平成 年 月 日

私は、本書面に記載の領収書等の明細等について、「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置（租税特別措置法第70条の2の3）」で規定されている「結婚・子育て資金」として支払ったことに相違ありません。

確認印

印

取引店		口座番号	
氏名		電話番号	()
住所			

・お支払い1件ごとに、該当する費用番号を①～⑥から選択し、領収書等の項目を全て記入してください。

結婚に関する費用 ～ ①婚礼 ②家賃等 ③引越し						
番号	支払先の氏名	支払先の住所	支払内容	支払者(宛名)	支払日	金額(円)
					年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	
合計件数					件	合計金額(300万円が上限)

妊娠・出産・育児に関する費用 ～ ④不妊治療・妊娠 ⑤出産・産後ケア ⑥お子さまの医療費・育児費						
番号	支払先の氏名	支払先の住所	支払内容	支払者(宛名)	支払日	金額(円)
					年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	
					年 月 日	
合計件数					件	合計金額(結婚関係を含め1,000万円が上限)

・下記のチェック項目についてご確認いただき、お間違いがなければチェックを入れてください。

領収書等のチェック項目		チェック
1	■「領収書等」のうち領収書について	
	(1) 支払日、金額、支払内容、支払者(宛名)、支払先の氏名、支払先の住所の記載がありますか。 ^(注1)	<input checked="" type="checkbox"/>
	(2) 原本をご提出いただいていますか。	<input checked="" type="checkbox"/>
2	■「領収書等」のうち領収書以外の「支払の事実を証するもの」について ^(注2)	
	(1) 支払日、金額、支払内容、支払者(宛名)、支払先の氏名、支払先の住所の記載がありますか。	<input checked="" type="checkbox"/>
	(2) ご提出いただいた「支払の事実を証するもの」のなかに、同一の支払に関する重複提出はありませんか(過去提出分を含む)。	<input checked="" type="checkbox"/>
3	■「領収書等」の日付について	
	(1) 「領収書等」の日付は専用口座の開設日以後ですか。	<input checked="" type="checkbox"/>
	(2) 以下の各費用に係る「領収書等」の日付はそれぞれ以下の期間内のものですか。 ①婚礼に係る費用 → 入籍日の1年前以後 ②家賃等に係る費用 → 賃貸借契約締結日(複数ある場合は最初の契約)から3年を経過する日まで ③出産・産後ケアに係る費用 → 出産日から1年を経過する日まで ④小学校就学以前のお子さまの医療費・育児に係る費用 → お子さまの満6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで	<input checked="" type="checkbox"/>
4	■「領収書等」に加え、下記の書類をご提出いただいていますか。	
	※既に同一の書類を当行にご提出いただいている場合は、重ねてご提出いただく必要はございません。 ①婚礼に係る費用 ・戸籍謄本等(婚姻の事実およびその年月日を証する書類) ^(注3) ②家賃等に係る費用 ・戸籍謄本等(婚姻の事実およびその年月日を証する書類) ^(注3) ・賃貸借契約書の写し(締結日が入籍日の前後各1年の期間内で受贈者名義で締結されているもの) ・賃貸物件に入居する受贈者または配偶者の住民票の写し(賃貸借契約書の写しに受贈者または配偶者が当該物件に入居する旨の明確な記載がある場合は不要です) ③引越しに係る費用 ・戸籍謄本等(婚姻の事実およびその年月日を証する書類) ^(注3) ・受贈者の住民票の写し(転居日が入籍日の前後各1年の期間内であることを証するもの) ④不妊治療・妊娠に係る費用 ・配偶者の住民票の写しや戸籍謄本(配偶者に係る費用である場合) ⑤出産・産後ケアに係る費用 ・配偶者の住民票の写しや戸籍謄本等(配偶者に係る費用である場合) ・住民票の写し、戸籍謄本、母子健康手帳の写し等(出産の事実およびその年月日を証する書類)(母子健康手帳の写しは、不要な箇所は黒塗りをしていただくことも可能です) ⑥小学校就学以前のお子さまの医療費・育児に係る費用 ・お子さまの住民票の写しや戸籍謄本等(お子さまの氏名、生年月日、受贈者との続柄を証する書類)	<input checked="" type="checkbox"/>
5	ご提出いただいた「領収書等」に、「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」を受けるために提出した領収書等と重複するものはありますか。	<input checked="" type="checkbox"/>
6	専用口座から資金を払い出した日と領収書等の支払日は同じ年に属していますか。	<input checked="" type="checkbox"/>
7	「領収書等」のご提出は、支払日の属する年の翌年3月15日を過ぎていませんか。	<input checked="" type="checkbox"/>

※注1) 支払先の住所の記載がない場合、当該領収書等に受贈者自身が記載し、署名または押印をすることにより補筆することができます。
 ※注2) 振込みの場合は振込依頼書兼受領書等の原本、口座振替の場合は引き落としが確認できる通帳の表紙および該当ページの写し、クレジットカードの場合は利用明細の原本と、引き落としが確認できる通帳の表紙および該当ページの写しが必要です。領収書等に記載が必要な要件が揃っていない場合は、支払依頼文書等を併せて提出してください。
 ※注3) 領収書等を提出する日においてまだ婚姻の届出をしていないため戸籍謄本等を提出できないときは、当行所定の届出書をご提出いただけます。この場合は、領収書の支払年月日から1年を経過する日までに戸籍謄本等をご提出いただけます。

《結婚・子育て資金について》
 詳しくは以下の関係省庁のホームページにも掲載されています。
 【国税庁ホームページ】 <https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sozoku-zoyo/201504/01.htm>
 非課税制度のあらましのパンフレット、Q & A等が掲載されています。
 【内閣府ホームページ】 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/budget/zouyouzei.html>
 結婚・子育て資金の範囲等がQ & Aで掲載されています。
 本制度に関し結婚・子育て資金の範囲や支払先等の範囲以外についてご不明な点がある場合は、税務署または税理士にご確認ください。

【銀行使用欄】

受付店

	検印	担当印
領収書等の記載事項が上記のチェック項目に基づき本シートに正しく記載されていることを確認する。		

費目を記入しきれない場合に、ご利用ください。

平成 年分

「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」に関する
領収書等明細一覧兼チェックシート

別紙

記入日 平成 年 月 日

●お支払い1件ごとに、該当する費用番号を①～⑥から選択し、領収書等の項目を全て記入してください。

結婚に関する費用 ～ ①婚礼 ②家賃等 ③引越し

番号	支払先の氏名	支払先の住所	支払内容	支払者(宛名)	支払日	金額(円)			
					年 月 日				
					年 月 日				
					年 月 日				
					年 月 日				
					年 月 日				
					年 月 日				
					年 月 日				
					年 月 日				
					年 月 日				
					年 月 日				
					年 月 日				
					年 月 日				
					年 月 日				
					年 月 日				
					年 月 日				
					年 月 日				
					年 月 日				
					年 月 日				
					年 月 日				
合計件数		件	合計金額(300万円が上限)						

妊娠・出産・育児に関する費用 ～ ④不妊治療・妊娠 ⑤出産・産後ケア ⑥お子さまの医療費・育児費

番号	支払先の氏名	支払先の住所	支払内容	支払者(宛名)	支払日	金額(円)			
					年 月 日				
					年 月 日				
					年 月 日				
					年 月 日				
					年 月 日				
					年 月 日				
					年 月 日				
					年 月 日				
					年 月 日				
					年 月 日				
					年 月 日				
					年 月 日				
					年 月 日				
					年 月 日				
					年 月 日				
					年 月 日				
					年 月 日				
					年 月 日				
					年 月 日				
合計件数		件	合計金額(結婚関係を含め1,000万円が上限)						